



読書週間:いろいろな本をたくさん読みましょう! 3

10月27日(金)から11月9日(木)までの2週間が読書週間です。校内での読書活動の推進について、これまでもお伝えしてきました。

図書委員会は、貸出数を増やすために各学級で本を借りた人数を調べて掲示したり、いろいろな種類の本を借りることができるようにしたりしました。ハロウィンのときにはイベントをして、あすなろ図書館に子どもたちをたくさん集めました。さらにこの読書週間に機会に、年度始めからの貸出冊数の累計が100冊を超えた子どもたちにしおりを進呈しています。校舎内をクイズラリー(「図書館ハント」と名付けていました)のようにして少しでも本に興味をもつことができるような仕掛けもつくっています。少しでも多くの子どもたちが、「あすなろ図書館を使う」「本に触れる」ことをめざして、図書委員会が全力で読書推進活動を行っています。

学校では、朝読書の時間を設定して本を読むようにしています。また、図書館運営支援員と協力しながら国語科を中心に本の楽しさを伝えたり、社会科や総合的な学習の時間などで調べ学習をする際に図書室を使ったりして、できるだけ本に親しむことができるようにしています。

さらに、保護者の方のご協力により「潮見音読隊」の読み聞かせを定期的 to 実施することで、子どもたちは、本の楽しさに触れることもできます。

今回の読書週間の標語は「私のペースでしおりは進む」です。自分の読みたい本を、自分のペースでじっくり読んでいってほしいと思います。秋の夜長、ご家庭でも、読書の時間を設定してみてはいかがでしょうか。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施中

平成16年から令和4年度までは、厚生労働省が11月を「児童虐待防止推進月間」としていました。今年度から「こども家庭庁」が発足しましたので、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行うことになりました。

令和元年6月には、児童福祉法等改正法が成立し、家庭においても、子どものしつけに際して、体罰を加えてはならないことが決まり、令和2年4月に施行されました。もちろん、以前から学校でも体罰は禁止です。

「虐待と思われる」児童を発見した場合には、私たち大人には、通告の義務があります。児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」は全国共通ダイヤルです。通告者の秘密は守られますので、素早い情報提供にご協力ください。

学校としては、虐待防止の啓発をする義務があります。また、子育て等の悩みについて関係機関につなぐこともできます。何かお困りのことがあれば、学級担任を通じてご相談ください。よろしくお願いいたします。



図書館ハントの様子



授業での図書館利用の様子